

陳 情 文 書 表

受付番号	第36号
件名	「三教総第271号の回答」に、議会のチェックを要する「不法、不当、不備」があるので、二元代表制に基づき、至急に、議会が、①確認し、②「行政に是正を求める」ことを陳情する
受付年月日	令和元年7月29日
陳情者	三田市■■■■■■■■■■ 宝代地 一雄
要旨	<p>〈陳情の要旨〉</p> <p>令和元年6月24日、三田市教育委員会に3つの問題提起をしました。その回答を令和元年7月24日にいただきました。しかし、5月末の問題提起開始から、今回の回答にこれだけの長時間を要しているが、その回答内容には多々問題を感じます。9月議会を考慮し、これまでの経過を説明し、資料を添えて、二元代表制による、議会のチェックを至急に求める「陳情」を提出する。</p> <p>I 令和元年7月24日付け回答2の「武庫小学校まちづくり連絡協議会が、個人とどのような契約をしているかについて、三田市教育委員会の関知するところではなく、当該団体が地域交流の活動拠点として使用することに対して、使用を許可しているものであります。」という回答は、質問2の回答ではない。質問者の指摘内容と教育委員会の関知するポイントが呼応していない。</p> <p>質問者の指摘事項は、『教育委員会の「管理権」がなくなるのは、法に反します』です。雇用契約を結んだまち協の事務員Aさんは、まち協の管理する勤務場所で、給料をもらって、まち協の「管理下」で活動する人物です。教育委員会の「管理下」になりません。よって、「個人とどのような契約をしているかについて、教育委員会の関知するところではなく」というのはとんでもない認識です。教育委員会の管理権の及ばない領域では、関知してはいけませんが、管理権を保有している領域では、職責を持って、関知(=関与)しなければなりません。なぜならば、教育委員会の「管理下」にある施設だからです。</p> <p>II もっと疑問を感じる内容は、令和元年7月24日付け回答3の「ご指摘の件については、現任校長の口頭による追認を確認しておりましたが、書面に残すことが、より望ましいと判断し、令和元年7月3日付けで、契約追認書を作成し、追認しております。」という回答です。今回のような問題を指摘されているような場合は、口頭とは言え、①いつ、②教育委員会の誰が、③どのような内容で口頭確認したかを「明記」する必要があるのではないのでしょうか。③の内容は、その内容によっては、現任校の校長にその責が及ぶものです。校長にとって、情報不備な状態の回答で、責任を追及されたら困ります。</p> <p>しかるに、③「口頭による追認内容」は、「まち協が、管理権を保有したごとく、学校の会議室を勤務場所として事務員を雇用し、使用しているが、新着任校長として、前任校長〇〇の平成31年4月1日の使用許可書を追認できるか」とまでの言及があったのかどうか確認したい。新着任校長は、「ふるさと地域交付金関係の勤務場所としての使用」を認識した上で、「使用許可書」を「追認」したのですか。結果、管理権を喪失します。新着任校長に責任問題が発生します。「勤務場所とは知らずに、普通の使用許可=たとえばPTAの使用許可と同等」との認識で追認するならば、諸法令にても容認できます。使用許可書の内容を読むとそうなっています。事実、通常目的外使用許可が為されています。使用者が、所有権、管理権など保有する必要はありません。</p>

	<p><陳情の事項> 「法令遵守」の観点から、「三田市議会の判断と判断した理由、根拠の説明」を、「二元代表制」の観点から、「三田市議会の是正措置」を求める。</p> <p>その① まち協が、「個人とどのような契約をしているかについて、教育委員会の関知するところではなく」というのはとんでもない認識です。教育委員会の管理権の及ばない領域では、関知してはいけませんが、管理権を保有している領域では、職責を持って、関知(=関与)しなければならないことを確認し、措置を是正させる。</p> <p>その② 「三田市立学校施設使用に関する契約書」の問題に関して、「口頭による追認内容」は、「まち協が、管理権を保有したごとく、学校の会議室を勤務場所として事務員を雇用し、使用しているが、新着任校長として、前任校長〇〇の平成31年4月1日の使用許可書を追認できるか」とまで言及して為された、つまり、通常の使用状況ではなくなったことを認識して判断したかどうかを確認し、措置を是正させる。</p> <p>その③ 追認契約文書が三通作成され、三者が保有していることを確認する。</p> <p>その④ 各種「契約書」の記名、締結日が正しく一致していることを確認する。</p> <p>その⑤ ふるさと地域交付金の手続きにおいて、協働推進課は正しく是正していることを確認する。さらに、「賃借契約書」の作成は適正に判断されていることを確認する。</p> <p>その⑥ 三田市教育委員会点検評価委員会の協議内容を確認する。</p>
付託委員会	福祉教育常任委員会